

火気器具等の設置基準・留意事項について

仙台市消防局

露店で火気器具を使用する場合は消火器の準備と、消防署への届出が必要*です。

(*町内会、学校、PTAの催しで花火打上げの許可等が必要ないものを除く。)

火気器具や照明器具を使用する場合は、事前に火災予防に十分注意を払ってから行ってください。
下記のチェックリストで確認してみましょう。

コンロ関係(炭焼き用の七輪なども含みます。)

- 不燃性(不燃ボード、コンクリートブロック等)の台上で使用する。
- コンロの上方1m以内、周囲15cm以内に可燃物を置かない。
- 振動・衝撃で容易に転倒し、または落下するおそれのないよう据え付ける。
- カセットコンロを使用する場合は、爆発のおそれがあるため2台以上並べて使用しない。
- カセットコンロで炭の火起こしを行わない。
- 炭焼きの場合、燃えさしの炭を入れ、ふたで密閉して消火するための容器(火消しつぼ)を用意する。
- 使用中は、その場を離れない。
- 予備のカセットボンベは火気等から十分離し、直射日光を避けた風通しの良い場所で保管する。



プロパンガス関係

- ホースはひび割れ、溶融等劣化したものを使用しない。
- ボンベは直射日光を避けた風通しの良い場所に置く。
- コンロとホースの接続部には、必ずホースバンドを取り付ける。
- 使用しないガス栓にはゴムのキャップを付けておく。
- 使用後は器具栓だけではなく元栓も閉じる。
- ボンベは水平な場所又は台の上に置き、10kg以上の容器は鎖等で固定するなど、転倒しないような措置を講じる。

発電機・燃料携行缶関係

- 燃料の給油は原則として使用開始前に行うこと。また、やむを得ず途中で補給する場合は、エンジンを止め、エンジンが十分に冷却されていることを確認してから安全な場所で給油する。
- 長時間使用する場合は適時にエンジンを停止するなど、過熱に注意する。
- 予備の燃料は携行缶等の金属缶に入れ、火気や発電機から十分に離し、直射日光を避けた風通しの良い場所で保管する。
- 給油する際、携行缶のキャップを開けた時に燃料が吹き出すことがあるので、火気のないところで携行缶のガス抜き栓をゆっくり開けてガス抜きをする。
- 給油後、燃料漏れのないことを確認してから始動する。

照明器具関係

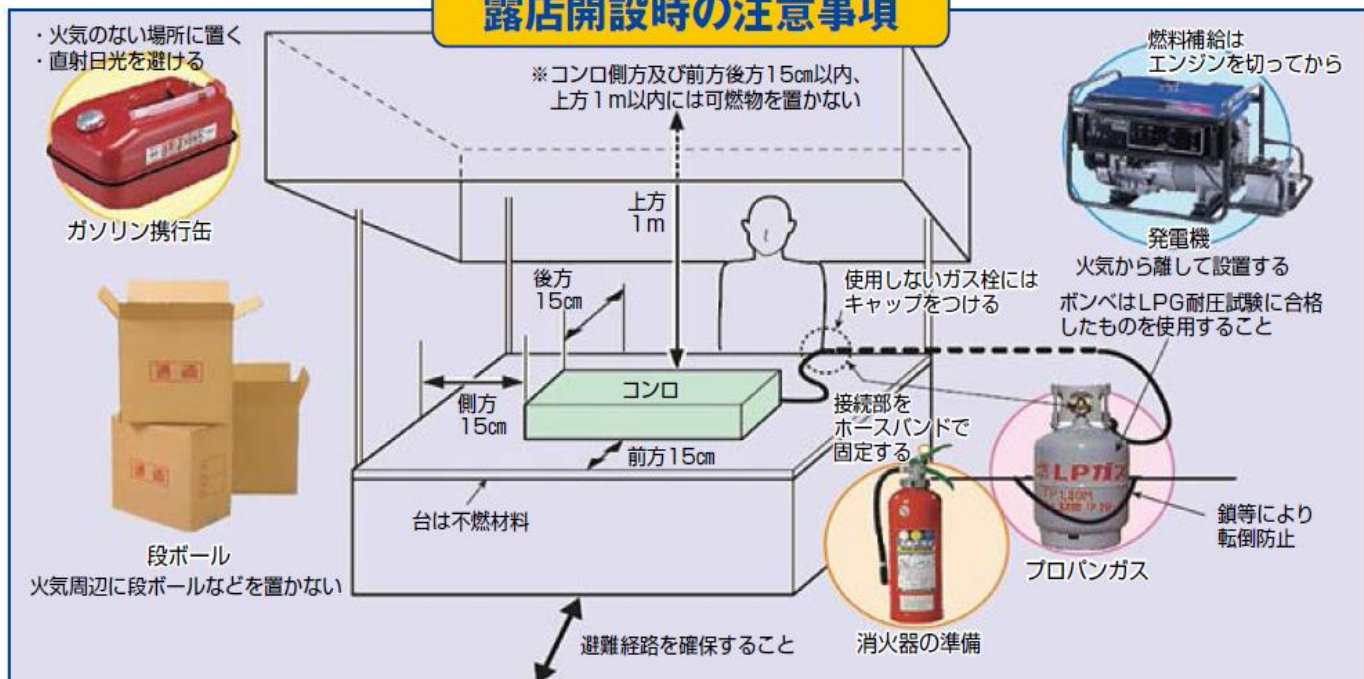
- 照明器具は高温になるため、燃えやすいものと近接した状態で使用しない。
- 電球はソケットへ確実に接続し、絶縁のための被覆を確認するとともに、開閉器等を使用する場合は、露出して使用しない。
- 照明器具又は配線は著しい揺動や脱落のおそれがないように取り付けるとともに過度の加重、張力が加わらないようにする。
- その他照明器具の取扱いにおいて、漏電やショートなどの発生に対し、火災予防上必要な措置を講じる。

消火器関係

- 消火器は確実に操作できるよう、取扱い訓練を行ってください。



露店開設時の注意事項



コンロ等の設置について（炭焼き用の七輪なども含みます。）

こんな原因で事故が発生しています！

カセットコンロ関係

- ◆カセットコンロを2台並べ大きな鉄板で調理したため、ボンベが加熱され破裂した。
- ◆カセットコンロの五徳を裏返しに使用したため、こもった熱や巻いた炎により、ボンベが加熱され破裂した。
- ◆カセットコンロで炭火を起こしていたところ、ボンベが加熱され破裂した。

プロパンガス関係

- ◆プロパンガスのコンロを乗せたテーブルが倒れ、コンロとガスボンベを接続するホースが外れたため、漏洩したガスに引火、爆発した。

発電機、燃料携行缶関係

- ◆ガソリン携行缶を発電機の排気筒近くに置いたため加熱され、給油のため携行缶のキャップを開けたところガソリンが噴出し、周囲の火源から引火した。

照明器具関係

- ◆照明器具を可燃物に近接した状態で使用したため、加熱された可燃物から出火した。

火災予防上支障があると認められる場合、文書で是正を指導することがあります。

<お問い合わせ先>

予防部規制指導課指導係	022-234-1111	太白消防署指導係	022-244-1119
青葉消防署指導係	022-234-1121	泉消防署指導係	022-373-0119
宮城野消防署指導係	022-284-9211	宮城消防署予防係	022-392-8119
若林消防署指導係	022-282-0119		